

平成31年第1回士別市議会定例会会議録（第1号）

平成31年2月20日（水曜日）

午前10時00分開会

午後 3時08分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 市政執行方針及び教育行政執行方針について

日程第 3 議案第 18号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 19号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 20号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 21号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 22号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 23号 士別市日向ロジック条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 24号 士別市企業立地促進条例等の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 25号 士別市人材育成・交流事業委員会条例を廃止する条例について

日程第11 議案第 26号 平成30年度士別市一般会計補正予算（第9号）

議案第 28号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 30号 平成30年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第 27号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第 29号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第100号 士別市健康長寿推進条例の制定について（文教厚生常任委員長結果報告）

議案第101号 士別市受動喫煙防止条例の制定について（文教厚生常任委員長結果報告）

日程第15 報告第 1号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について

- 日程第16 議案第 1号 平成31年度士別市一般会計予算
 議案第 2号 平成31年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 3号 平成31年度士別市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 4号 平成31年度士別市介護保険事業特別会計予算
 議案第 5号 平成31年度士別市公共下水道事業特別会計予算
 議案第 6号 平成31年度士別市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 7号 平成31年度士別市水道事業会計予算
 議案第 8号 平成31年度士別市病院事業会計予算
 議案第 9号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する
 条例の制定について
 議案第 10号 士別市立病院医師就業支度金貸付条例の制定について
 議案第 11号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について
 議案第 12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 議案第 13号 士別市公民館条例の一部を改正する条例について
 議案第 14号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
 議案第 15号 士別市つくも青少年の家条例を廃止する条例について
 議案第 16号 士別市養護老人ホーム及び士別市デイサービスセンターの指定管
 理者の指定について
 議案第 17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長 牧野勇司君 副市長 相山佳則君

総務部長
(併)選挙管理
委員会事務局長 中 舘 佳 嗣 君 市民部長 佐々木 幸 美 君

保健福祉部長 田 中 寿 幸 君 建設水道部長 工 藤 博 文 君

朝日総合支所長 法 邑 和 浩 君

教育委員会
教 育 委 員 会 長 中 峰 寿 彰 君 教育委員会
教 生 涯 学 習 部 長 鴻 野 弘 志 君

病院事業者
病 院 事 業 者 副 管 理 三 好 信 之 君 市立病院
市 立 病 院 局 長 加 藤 浩 美 君

農業委員会
農 業 委 員 会 長 飛 世 薫 君 農業委員会
農 事 業 務 局 長 武 田 泰 和 君

監査委員 吉 田 博 行 君 監査委員
監 査 委 員 局 長 穴 田 義 文 君

事務局出席者

議会事務局長 千 葉 靖 紀 君 議会事務局
議 会 事 務 局 長 岡 崎 浩 章 君

議会事務局
議 会 事 務 局 副 長 前 畑 美 香 君 議会事務局
議 会 事 務 局 主 事 駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開会)

○議長(松ヶ平哲幸君) 平成31年第1回定例会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) 本定例会の会議録署名議員には、12番 大西 陽議員、13番 谷口隆徳議員、14番 十河剛志議員を指名いたします。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第1号 平成31年度士別市一般会計予算

議案第2号 平成31年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第3号 平成31年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号 平成31年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第5号 平成31年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第6号 平成31年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第7号 平成31年度士別市水道事業会計予算

議案第8号 平成31年度士別市病院事業会計予算

議案第9号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第10号 士別市立病院医師就業支度金貸付条例の制定について

議案第11号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第13号 士別市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第14号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第15号 士別市つくも青少年の家条例を廃止する条例について

議案第16号 士別市養護老人ホーム及び士別市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 議案第17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第18号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第19号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 士別市日向ロジ条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 士別市企業立地促進条例等の一部を改正する条例について
- 議案第25号 士別市人材育成・交流事業委員会条例を廃止する条例について
- 議案第26号 平成30年度士別市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第27号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成30年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）

2. 常任委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

- 報告第1号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告について
- 議案第100号 士別市健康長寿推進条例の制定について（文教厚生常任委員長結果報告）
- 議案第101号 士別市受動喫煙防止条例の制定について（文教厚生常任委員長結果報告）

3. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 10月、11月、12月分

4. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
30. 12. 14	難病医療費助成制度の改善を求める意見書	30. 12. 14	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣
〃	日米物品貿易協定交渉に関する意見書	〃	内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長

5. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川北部市町村議会議長会（1月定例会）

- イ. 開催日 平成30年10月10日
- ロ. 開催地 幌加内町
- ハ. 出席者 松ヶ平議長

ニ. 会 議 概 要 平成31年5月定例会の開催について外1案件を協議し、情報交換を行った。

(2) 北海道市議会議長会道北支部議長会臨時議長会

イ. 開 催 日 平成31年2月8日

ロ. 開 催 地 旭川市

ハ. 出 席 者 松ヶ平議長、井上副議長

ニ. 会 議 概 要 平成31年度全国市議会議長会及び北海道市議会議長会の役員割り振り等の調整について外3案件について協議した。

6. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	牧 野 勇 司	副 市 長	相 山 佳 則
総 務 部 長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中 舘 佳 嗣	市 民 部 長	佐々木 幸 美
保健福祉部長	田 中 寿 幸	経 済 部 長	井 出 俊 博
建設水道部長	工 藤 博 文	朝日総合支所長	法 邑 和 浩
総 務 部 長 総合企画室長	東 川 晃 宏	保 健 福 祉 部 こども・子育て 応 援 室 長	平 岡 恵 子
保 健 福 祉 部 健康長寿推進 室兼地域包括支援 センター所長	米 谷 祐 子	経 済 部 国 営 農 地 再 編 推 進 室 長 兼 農 業 振 興 課 長	藪 中 晃 宏
朝日総合支所 次 長 兼 地 域 住 民 課 長 (併)生涯学習部 次 長 (併)選挙管理委 員会事務局次長	長 南 広 基	会 計 室 長	佐 藤 義 弘
企 画 課 長	大 橋 雅 民	秘 書 広 報 課 長	岡 崎 忠 幸
総 務 課 長 兼 新 庁 舎 準 備 室 長 職 務 従 事 員 (併)選挙管理 委 員 会 事 務 局 選 挙 課 長	青 木 伸 裕	財 政 課 長 兼 新 庁 舎 準 備 室 参 事	丸 徹 也
市 民 課 長	佐 藤 祐 希	環 境 生 活 課 長 兼 バイオマス資 源 堆 肥 化 施 設 長	阿 部 淳
環 境 セ ン タ ー 所 長	河 口 光 輝	税 務 課 長	古 川 敬

子育て支援課長	藪 中 洋 行	保育推進課長	東 川 由 美
保育推進課参事	石 川 美由紀	福 祉 課 長	川 原 広 幸
介護保険課長	松ヶ平 久美子	いきいき健康 センター館長	菅 井 勉
保健福祉 センター所長 兼成人病 センター所長	増 田 晶 彦	農業振興課参事	林 秀 忠
商工労働観 光課長	徳 竹 貴 之	農地再編課長	喜 多 伸 光
土木管理課長	土 田 実	建 築 課 長 兼新庁舎準備 参事	佐々木 誠
建 築 課 参 事 兼新庁舎準備 参事	峯 垣 智 剛	施 設 維 持 センター所長	三 和 宏 光
上下水道課長	山 下 正 明	経済建設課長	岡 田 詔 彦
林 務 課 長	鶴 岡 明 浩	会 計 課 長	吉 川 千 緒
介護保険課副長	滝 上 聡 典	保 健 福 祉 センター副長	川 原 淳 子
商工労働観 光課副長	佐 藤 政 臣	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 長	中 峰 寿 彰
教 育 委 員 会 生涯学習部 副 長	鴻 野 弘 志	教 育 委 員 会 生涯学習部次長 兼地域教育課長 兼朝日公民館長 兼あさひ サンライズ ホール館長	漢 幸 雄
教 育 委 員 会 合宿の里 推進室長	三 上 正 洋	教 育 委 員 会 合宿の里推進室 統括監	濱 田 納 睦
教 育 委 員 会 学校教育課 長	須 藤 友 章	教 育 委 員 会 学校教育課参事 兼管理係長	大 留 義 幸
教 育 委 員 会 士別東高等 学校事務長	四ッ辻 秀 和	教 育 委 員 会 学校給食所 長	興 水 賢 治

教育委員会 社会教育課長 兼つく家の所長 青少年の博物館 兼展示館長	武山鉄也	教育委員会 社会教育係長 兼学校教育課 兼学校教育課 兼参事	藤田泰昭
教育委員会 中央公民館長 兼市民文化セ ンター館長	千葉真奈美	教育委員会 図書館情報 兼生涯学習セ ンター所長	岡田英俊
教育委員会 図書館参事 兼生涯学習セ ンター参事	清水孝幸	教育委員会 スポーツ課長 兼総合体育館 兼スポーツ交流 館長	坂本英樹
病院事業 副管理者	三好信之	市立病院 事務局長	加藤浩美
市立病院事務 局経営管理課 長	池田亨	市立病院事務 局経営管理課 参事	阿部也寸志
農業委員 会会長	飛世薫	農業委員 会会長職務 代理者	保科隆志
農業委員 会事務局 長	武田泰和	農業委員 会総務課 長	藤田昌也
監査委員	吉田博行	監査委員 事務局 長	穴田義文
監査委員事務 局監査課 長	青木秀敏		

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 長	千葉靖紀	議会議務 局長	岡崎浩章
議会議務 課副局長	前畑美香	議会議務 課主事	駒井靖亮

以上報告する

平成31年2月20日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月15日までの24日間と決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月15日までの24日間と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、市政執行方針及び教育行政執行方針についてを議題に供します。

初めに、市政執行方針の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇）

平成31年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度に向けての所信と市政執行の基本方針を申し上げます。

本市は、明治32年、最北にして最後の屯田兵のたくましい力によって開拓の鍬がおろされてから120年の節目を迎えます。ここに、これまでの発展に御尽力いただいた先人諸賢の偉大な御功績と御労苦に深く敬意を表し感謝申し上げます。私たちには、先人が大切に守ってきた自然環境や積み重ねてきた歴史、育んできた文化を次世代へと継承していく責任があるとともに、誰もが生き生きと暮らすことのできる明るく住みよい地域づくりを進める使命があります。

そのためにも、昨年4月に多くの市民参画のもとに策定したまちづくり総合計画の着実な実行と、まちの活性化につながる地方創生に取り組みながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

地方創生の柱である農業未来都市創造では、環太平洋パートナーシップTPP11やEUとの経済連携協定の発効により、日本は、これまでにない農畜産物の市場開放時代に入ることになります。農林業を基幹産業とする本市を含めた北海道にとっては、重大な影響を及ぼす懸念があり、今後の動向を注視するとともに、関係機関と連携して、安心して営農ができる環境づくりに取り組みます。

また、平成22年に着工した上士別地区の国営農地再編整備事業は、地元期成会などの御努力もあり、当初計画からはおくれましたが無事に区画整備が完了しました。中士別地区の道営事業については、今後も関係機関と連携し推進します。

ICT農業の推進に向けては、農業者と連携しながら未来型農業を支援してまいります。

もう一方の柱となる合宿の聖地創造では、台湾とのホストタウンの取り組みの一つとして、食王国・北海道レセプション2018などで、本市が全国に先駆けてGAP食材のPRを行ったほか、交流計画の柱であるウエイトリフティングを通じた合宿はもとより、教育旅行の招致など幅広い分野での交流推進に努めます。

また、合宿の里の推進では、陸上長距離・スキージャンプ・ウエイトリフティングを初め、長年築いてきた実績に加え、多様なニーズに対応した取り組みの成果として、スピードスケートナショナルチームなどの新たな合宿も実現しました。新年度も、これまでの競技団体に加え、新たな合宿招致に向けて取り組みを強化します。

現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略は最終年度となることから、新たな総合戦略の策定を進めます。

子育て日本一を目指す取り組みの一つとして、新たに、ほくと子どもセンターを整備し、本

年4月にオープンします。全ての子供たちが安全・安心に過ごすことができる機能的な施設となるよう準備を進めます。

市政は、市民が、市民のために、市民がつくることが基本であり、まちづくりは、市民の限らない英知と力を結集した地域力によって進めなければなりません。そのためにも、まちづくり基本条例が目指している市民があらゆる場面で主役になることを基本に、引き続き、行政と議会が協力・連携のもとで、まちづくりを進めてまいります。

この取り組みの実現に向けて、本年4月からは市民自治の推進のため、市民部を市民自治部に、また、健康長寿日本一の取り組みを総合的に推進する保健福祉部を健康福祉部に改編するなど、大胆な組織機構の改革を実施する中で、組織力の強化を図りながら、一層の市民サービスの向上と市民自治を進めてまいります。

本年は、土別開拓120年、市内においては創業100年という節目を迎える歴史ある企業もあることから、これまでの歴史を振り返る協賛行事を実施し、後世に伝える取り組みを進めます。

平成31年度予算にかかわって、国は、少子高齢化という国難に立ち向かうため、消費税の増税や使途を見直すなど、新しい経済政策を進めようとしています。その中では、幼児教育の無償化などの人づくり革命とともに、生産性革命や働き方革命を目指すほか、本年10月からの消費税率引き上げによる影響に向けた対応策である臨時・特別の措置も盛り込んでいます。

加えて、地方の財源確保に向けては、地方法人課税の偏在性是正や車体課税の見直し、森林環境譲与税などの創設が盛り込まれました。

また、31年度地方財政対策では、地方税や地方交付税などの一般財源の総額は確保され、好調な国税の増収を背景に臨時財政対策債の折半ルール分が解消されるなど、財源の質が改善されたところです。

しかしながら、本市においては、自主財源の柱である市税が伸び悩む中、地方交付税も実質的な増額は見込めず、その一方で物件費や公債費など経常的経費の増加が見込まれており、この厳しい財政状況は続くものと推計しています。

さらに、本年10月からの消費税率引き上げに伴って、施設等の使用料や手数料の改定を予定しており、市民負担も増えることから、改定に理解を求めるとともに、その周知に努めてまいります。

今後の人口減少や環境の変化に対応できる持続可能な財政基盤を構築し、必要な市民サービスにしっかりと応えられるよう、財政健全化の取り組みに注力しつつ、柔軟な発想と先見力、企画力、実行力、そして連携によって市民サービスの質の確保と地域経済の活性化、さらに地域力が発揮できる事業の推進に配意し、予算編成に努めたところです。

まちづくり総合計画は、市民が健やかに、笑顔あふれる暮らしを目指して策定したところであり、私のまちづくりマニフェスト2017に掲げた項目も、市民の皆様との約束であることから、前期の実行計画に位置づけ、社会動向や財政状況などを踏まえて実現させてまいります。

また、地域力の発揮による地域の持続的発展と市民自治を推進するため、総合計画と一体的

な計画として、市民参加のもとで地区別計画も策定しました。

地区別のまちづくりを進めるに当たっては、地域資源の活用や地域課題の解決に向けて、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を育むとともに、住民主体の地域力が発揮されるよう、行政も連携して推進に努めます。

以上申し上げた市政運営の基本的な考え方のもと、新年度に進める施策や事業を構築したところであり、具体的には、まちづくり総合計画の基本目標に沿って、その概要を申し上げます。最初に、健やかで豊かな心育むまちづくりの分野についてです。

まず、医療についてです。

市立病院は、この地域の基幹病院として急性期から慢性期までの入院医療を初め、救急医療体制を確保するなど幅広い役割を担っています。

病院運営については、地方公営企業法の全部を適用するとともに事業管理者を設置し、精力的な経営改善にも取り組み、その成果があらわれているところです。

今後も、常勤医不足など限られた医療資源の中でも、地域のセンター病院である名寄市立総合病院との連携を強化し、回復期や慢性期の医療を中心としつつ、救急医療にも対応した地域医療の提供を目指し、新経営改革プランの推進に努めます。

また、新たに開業を予定している整形外科クリニックに対する開業支援を初め、市立病院と市内医療機関、介護施設等との連携をさらに深めます。

次に、保健・健康づくりについてです。

現在審議中の健康長寿推進条例と受動喫煙防止条例については、施行準備を進めるとともに、関係団体と連携し、健康寿命の延伸や受動喫煙防止に取り組みます。

地域の健康づくりを担う保健推進員については、近年、保健師が地区別学習会などの活動に取り組んでいることから、自治会の御意見も踏まえ、30年度をもって制度を廃止し、地区担当保健師が自治会や各種団体と連携する中で、地域住民の健康づくりを担ってまいります。

母親の出産後の心身の疲労や育児不安などに対し、産後鬱の防止を図るため、産婦健診を行うとともに、必要に応じて助産師が産後ケアを実施します。

健康な高齢期を迎えるためにも、自分の歯を維持することは極めて重要です。歯を失う主な要因である歯周病は、糖尿病や動脈硬化といった全身疾患との関係も解明されつつあるなど、歯と口腔の健康が求められていることから、国の指針に基づき、40歳から60歳までの節目となる方を対象に、歯周病検診を実施します。

次に、福祉・介護・社会保障についてです。

全ての市民の基本的な人権が尊重され、地域の中で自分らしく安心して暮らせるよう、第4期地域福祉計画を策定するとともに、認知症高齢者や障害のある方などの権利を守るため、近隣自治体との連携により、権利擁護の支援体制づくりを進めます。

住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、医療・介護・予防などのサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。これまで、医療と介護の

連携や介護予防事業、地域支え合い活動の促進など、その構築を進めてきたところですが、これらをより一層深化させるため、地域包括支援センター業務を包含した地域包括ケア推進課を新設し、各関係機関との連携のもと、システムの確立に向けた取り組みを進めます。

また、公共交通網形成計画に基づいて、敬老バス乗車証交付事業の対象者拡大と有料化を図るとともに、市民ニーズが高い除雪対策については、担い手不足の中においても持続可能なものとなるよう再構築します。

国民健康保険については、昨年からスタートした新国保制度の理解が得られるよう引き続き市民への周知を行い、円滑な国保運営に取り組むとともに、特定健診、特定保健指導や生活習慣病の重症化予防など、健康増進に努め、医療費の適正化を図ります。

次に、子ども・子育て支援についてです。

4月に開設するほくと子どもセンターは、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスセンターや児童相談支援センターなどの機能をあわせ持つ、障害児と健常児の共生を目指した複合型の施設です。利用する子供たちが、より快適に安心して過ごせるよう、その運営に万全を期してまいります。

また、次期子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、10月から実施予定の幼児教育の無償化にも適切に対応するよう準備を進めます。

次に、教育についてです。

学校教育においては、学校と地域との連携・協働によって社会に開かれた教育課程の実現を目指す新学習指導要領が、小学校では2020年度、中学校では2021年度から実施されます。

こうした中で、基礎・基本がわかる、できる喜びを感じる教育を目指し、コミュニティ・スクールを推進するほか、外国語やプログラミング教育、農業学習など質の高い学びの実現に取り組めます。心豊かに学ぶことのできる機会づくりに努めます。

また、本年3月末をもって閉校する西小学校の児童が、新たな学校で安心して学べる環境づくりに努めます。

さらに、ふるさと給食については、幼稚園などへの提供も実施します。

次に、生涯学習・文化・スポーツについてです。

生涯学習については、人づくり・まちづくり推進計画の着実な推進に向け、社会教育施設を初めとする学習環境の整備を進めるとともに、こども夢トーク、子ども議会、まちづくり塾、九十九大学などの機会を通じて、誰もが生涯にわたって学び続けられるまちづくりを目指します。

また、今年度で閉鎖するつくも青少年の家の活動プログラムなどについては、文化センターや山村研修施設を活用し、その機能を継承します。

開拓120年を記念した取り組みとして、過去の記録映像とふるさと大使の水戸英樹氏が撮影した現在の地域行事などを紹介する映像展示を行います。

スポーツについては、第2期スポーツ推進計画の柱でもある市民皆スポーツの実現に向けて、

学校や企業を初め、さまざまな団体との連携のもと、昨年初めて取り組んだチャレンジデーに本年も参加します。

子供たちの運動能力と教員の指導力の向上を図るため、北京オリンピック銀メダリストの高平慎士氏によるスポーツ能力向上事業を中学校まで拡大します。

次に、防犯・交通安全・消費生活についてです。

地域における安全情報を共有しながら見守り活動を行うことができるよう、各地区自治会連絡協議会の協力を得ながら地域安全マップを作成します。

また、近年は多様化・巧妙化する振り込み詐欺などの特殊詐欺が多く発生しており、引き続き、士別消費者協会と連携し、啓発活動を強化します。

次に、魅力と活気あふれるまちづくりの分野についてです。

初めに、農業・林業についてです。

昨年の農作物は、水稻を初め小麦や大豆などの畑作物は、全体的にやや不良から不良となったことを踏まえ、減収農家へ経営資金借入に伴う利子補給を行い、営農を支援するほか、てん菜の作付について維持拡大を図るとともに、85自治体が加盟する北海道てん菜振興自治体連絡協議会の会長として、基準糖度と交付単価の現行水準維持を国や北海道に要請します。

また、日本甜菜製糖株式会社が創業100年を迎えることもあり、第5回ビートまつりを関係団体と連携しながら盛大に開催します。

圃場の整備については、国営農地再編整備事業の区画整備が完了し、暗渠などの残工事のみとなり、今後は速やかな換地を進めるとともに、中士別地区の道営事業の本格化に向け、関係機関と連携し、円滑な事業の推進に努めます。

サフォーク振興については、士別産サフォークラムのさらなるブランド力向上を図るため、知的財産として保護されるG I 制度への申請を行っており、現在審査中であります。今後も飼養頭数の維持拡大を図り、一層のPRを進めます。

林業振興では、森林整備計画に基づき、健全な森林資源の保全育成や担い手対策を実施するとともに、森林認証を上川管内の市町村と森林組合が連携する中で取得し、地域材のブランド化と活用促進を図ります。

次に、商業・工業についてです。

3月に設立を予定しているまちづくり会社と連携を図りながら、中心市街地のにぎわい創出を目的とした（仮称）まちなか交流プラザの整備を行い、消費者の利便性向上や利用する人たちの交流を図るとともに、集客力の高い商店街づくりを促進します。

また、時代の変遷による企業ニーズに対応し、地域の特色ある資源を生かした商品開発・起業化につながるよう中小企業振興条例の見直しを行い、制度の活用促進と地場製品の販売経路の拡大を図ります。

住宅の新築・改修や店舗改修への助成は、地域経済への波及効果も大きいことから、引き続き実施するほか、愛郷心を育み地域に根差した運動として、ラブ士別・バイ士別運動を推進し

ます。

中心市街地においては、人の顔が見え居心地のよい空間を目指し、商業の活性化や観光ニーズへの対応、空き家・空き地対策など、あるべき将来のまちの姿を示す、まちなか未来計画を策定します。

さらに、商工業の課題の一つである事業承継について、事業承継検討委員会を中心に、円滑な支援や相談体制の確立を図るよう、引き続き官民一体となって調査・研究を進めます。

長年にわたり市民の食を支えてきた卸売市場は、買い受け人の減少などから本年3月末をもってその役割を終えることになり、閉鎖した施設は有効に利活用します。

次に、観光についてです。

食・体験・景観など特色あるメニューの提供による着地型観光を推進するため、今年度策定する観光振興基本計画を着実に実施します。

また、1市3町で構成する着地型観光推進協議会を中心とした広域連携による観光誘致を積極的に推進します。

さらに、台湾を中心とする外国人観光客誘致についても、ホストタウンや日台親善協会など関係機関や地域と連携し、本市の魅力を発信する中で交流人口の拡大を図ります。

次に、合宿・企業誘致についてです。

合宿の聖地の創造を目指し、合宿の里土別推進協議会を初め、さまざまな関係団体との連携による受け入れ態勢の拡充と合宿者のニーズに応えた環境整備を進め、2020東京オリンピック・パラリンピックの直前合宿も含め一層の合宿者数の拡大に努めます。

また、ハーフマラソン大会については、昨年から一部のコースをグリーンベルトの周回コースに変更して、参加者や観戦者も楽しめる大会づくりに努めたところです。本年も出展ブースの拡充など、本市の魅力を最大限に発信し、市内外からの参加者を募り、地域の活性化を図ります。

企業誘致については、積雪寒冷や広大な土地・環境を生かし、新たな誘致に取り組むとともに、企業立地促進条例の改正を行う中で、旧学校施設や公共施設などの特定遊休財産の利活用を進めます。

立地企業との連携については、トヨタ自動車を初めとする自動車関連企業や日甜士別製糖所などと連携を深め、地域の持続的な発展を目指します。特に、ダイハツ工業と包括協定を結ぶ中で、高齢者の健康安全運転講座を実施するほか、ヤマハ発動機土別テストセンターが設立30年を迎えることから、記念事業などへの取り組みを支援します。

次に、雇用・勤労者福祉についてです。

労働者の雇用の確保・拡大による労働人口の増加と季節労働者の通年雇用化を推進するため、雇用支援制度などの活用を促進するとともに、介護職などの確保に向けた取り組みを進めます。

また、商工会議所・商工会など関係機関との連携のもと、新規学卒者の求人要請を初め、接遇研修、能力開発セミナーなどの研修事業を実施する中で、若年者の早期離職防止に向けた取

り組みを推進します。

次に、環境・エネルギーについてです。

環境センターは、本年3月に粗大ごみ選別保管施設が完成し、一連の建設事業が完了することから、今後も施設の安定運営に努めるとともに、さらなる環境負荷の軽減と持続可能な循環型社会を推進します。

また、ごみの減量化・資源化をさらに進め、埋め立て量の抑制による環境センターの延命化を図るとともに、現状の収集処理体制を将来にわたり維持し、次世代への経済的な負担を軽減するため、本年10月から家庭ごみ有料化に取り組みます。

朝日水力発電所の建設促進活動について、ベース電源や環境負荷での優位性や電力分散化の必要性などを訴え、その実現に向けた提案活動を行います。

次に、公園・緑地・河川についてです。

公園・緑地については、公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新などの施設改修を進めるほか、緑の基本計画に基づく公園内の緑の整備、維持保全を図ります。

河川については、豪雨等による災害発生防止に向け、流れを阻害する樹木の伐採や河道整備等の治水対策を引き続き実施します。

次に、住宅・情報通信についてです。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、塗装・防水工事を実施するなど、予防保全による長寿命化に努めるほか、今後の老朽化住棟の解体に伴う入居者の移転を進めます。

情報通信については、市議会におけるペーパーレス化を推進するため、市と議会が連携してICTの導入を図ります。

次に、上水道・下水道についてです。

上下水道事業については、それぞれの経営戦略に基づき、ライフライン機能の確保と老朽施設等の更新や修繕を行い長寿命化に努めます。また、上水道では、引き続き安全・安心な水を安定供給するため、東山浄水場の受電設備更新に加え、避難所の給水確保に向け、緊急時の給水拠点確保を継続して実施します。下水道では、引き続き合流式下水道改善事業を実施するとともに、公共下水道長寿命化計画に基づき、水処理施設の機器更新を実施します。

次に、道路についてです。

生活道路の整備や歩道改修を進めるほか、橋梁の近接目視点検や改修工事を継続して実施します。

また、道道士別滝の上線、朝日市街地道路の早期完成に向けて、事業主体である北海道に要望を行うとともに、用地取得などの業務連携を図り事業促進に努めます。

名寄市立総合病院への緊急搬送に不可欠な命の道となる北海道縦貫自動車道については、士別剣淵・名寄間の早期完成に向けて、期成会としての活動を中心に、国や関係機関への要請を継続して行います。

次に、市民の力で未来へ歩むまちづくりの分野についてです。

初めに、市民参画・協働についてです。

まちづくり基本条例の基本原則の推進を目的に、市民部を市民自治部に改編し、市民自治と情報共有を一層進めます。また、地域担当職員制度による市民と行政のつながりや地域力を生かした地区別計画の推進に向け、まちの地域力推進事業の活用などの情報提供や情報交換の充実を図り、協働のまちづくりに努めます。

地区別計画の推進では、農村地区の共通課題である買い物環境について、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、それぞれの地域特性に見合う制度の構築に向け、調査・研究に着手します。

次に、人権・男女共同参画についてです。

男女共同参画推進条例や第3期男女共同参画行動計画に基づき、女性の社会参画や多様な働き方など男女平等の意識や理解促進のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進などに継続して取り組みます。

次に、コミュニティについてです。

地域活動の活性化と地域力を発揮できるコミュニティづくりを目指して、自治会連合会と連携し、加入促進対策を推進するほか、自治会活動の活性化や再編に対する支援に努めます。

次に、地域間交流・移住についてです。

国内交流の促進については、2020年に友好都市提携20年を迎える愛知県みよし市との交流を核として、スポーツや文化を初めとした市民交流の拡大を目指します。

川内村とのつながりについては、かわうち祭りへの参加や産業フェアでの受け入れを継続するとともに、コラッセ夏学校は、市街地校での教育体験を重点に取り組みを進めます。

国際交流については、本年の秋にゴールバーン・マルワリー市で姉妹都市提携20年の記念式典が開催されることから、訪問団を結成して参加することに加え、現地で造成が予定されている日本庭園に必要な支援を行います。

人口減少が進む中、大きな課題である移住政策については、移住者の受け入れ体制の整備や移住・定住の情報発信などの強化を図るため、新年度から創生戦略課を設置して推進するほか、ワンストップ窓口の機能を有するナビデスクを開設し、本市に見合った移住政策の構築を図ります。

次に、都市計画・交通についてです。

都市計画については、利便性の高い市街地規模の指針となる立地適正化計画や無秩序な市街地の拡大を抑制する特定用途制限区域を指定し、コンパクトな市街地形成に努めます。

交通については、市民の暮らしを支える公共交通の指針となる地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた施策を講じます。

J R北海道の路線維持問題については、宗谷本線活性化推進協議会での協議を基本として、北海道や関係機関と十分に連携を図る中で必要な支援を行います。

J R 土別駅と駅前空間の再整備については、交通結節点の機能向上による利便性の確保や鉄道の利用促進に向けて、J R 北海道や関係機関と十分な連携のもとに進めます。

次に、防災・消防・救急についてです。

防災の拠点となる本庁舎の整備は、本年12月の本体工事の竣工に向け、建設工事が進められています。今後も、コンパクトで利用しやすく、市民の安全・安心を守るコミュニティ庁舎となるよう、来年5月の円滑な事務所移転に向け準備を進めます。

また、地域防災力の向上と災害に強い安心な地域づくりを進めるため、引き続き総合防災訓練を実施するほか、必要な備蓄資機材の整備を図ります。

大規模災害への対応を可能とするため、洪水ハザードマップを発行するとともに、避難所の開示に加えて、地域での説明会を開催します。

自助、共助の取り組みを推進するため、自主防災組織の整備・育成を継続するとともに、自治会などにおける防災訓練等の活動に対する支援に努めます。

消防・救急については、高齢化の進展などにより、救急・救命活動が増加傾向にあり、一層の消防・救急体制の強化が求められていることから、消防車両及び救急救助資機材の整備に努めるとともに、市民に対する防火意識の啓発を図ります。

また、市役所新庁舎に消防庁舎を併設する中で、消防・救急体制の強化を図ります。

次に、今後の行財政運営についてです。

本市の財政状況は、国が雇用環境や企業収益の改善などにより税収増を見込む一方で、景気回復の影響を受けにくい地方経済の状況や人口減少などから、市税は大きな増収を見込めない状況が続いています。地方交付税についても、交付税算入公債費の伸びから、総額は増収となる見込みですが、行政サービスに関連する需要額については、合併算定替縮減などの影響により実質的な減収を見込んでおり、今後も一般財源の確保は厳しい状況が続くものと推計しています。

こうした中で、物件費や公債費といった経常的経費の増加から、29年度決算における経常収支比率が99.4%となるなど、財政状況が硬直化している実態があります。

そのため、行財政運営戦略に基づく部運営方針や事業アセスメントサイクルによる事業の見直しを進め、持続可能な財政基盤を構築することで必要な市民サービスに対応するほか、公共施設マネジメント計画を着実に推進します。

本年4月からは、人材育成の推進と組織力強化を図り、市民サービスの質をより一層向上させるため、行政組織機構の改革を実施します。

歴史ある今日の本市は、多くの先人たちの知恵と努力によってなし遂げられ、基幹産業である農林業を中心に成長を遂げてまいりました。

特に本市の農業は、水稻を中心に畑作・野菜・酪農・畜産などバランスのとれた農業経営を行っており、北海道農業の縮図と言えます。

私たちは、こうした財産をさらに発展させ、後世に引き継ぐ責務があります。

そのためにも、天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまちの実現に向けて力を注いでいかなければなりません。

時代の変化が加速する中、これからの行政運営は、これまでの経験則だけでは対応し切れない困難や課題に直面することは避けられず、前例に捉われない、大胆で新たな視点をもって対応する必要があります。

私は本市の将来を見据え、その可能性を信じ、まちの魅力をさらに高めるとともに、市民が幸せと誇りを感じられる郷土をつくっていく所存です。

本年は、士別市に開拓の鋤がおろされてから120年の節目を迎えます。

平成は4月30日で閉じられ、新たな時代とともに、開拓120年を迎えた2019年を、次の時代へのステップとして捉え、市民や議会、行政の無限の知恵を結集し、真の改革がなし遂げられるよう、まちづくり総合計画のゴールに向かって、市民総意でのまちづくりを全力で進めてまいります。

以上申し上げ、新年度に向けての所信と市政の執行方針といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 平成31年第1回士別市議会定例会に当たり、教育行政の執行について、新年度に向けての所信と基本方針を申し上げます。

情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）の飛躍的進歩を初め、グローバル化や地方を中心とした全国的な人口減少と少子高齢化の進展など、社会構造や生活環境の変化が予想を超える速さで進んでいます。

こうした中で、国は、個人の自立と協働を図る社会を生き抜く力の養成や未来への飛躍を実現する人材の育成、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成を目指した教育政策を推進しています。特に、新しい学習指導要領では、子供たち一人一人が未来の担い手となる資質や能力を着実に身につけていく教育の実践が目指されており、学校教育も大きな変革のときを迎えています。

平成から新元号へと移る中、本市においても、まちづくり総合計画や地区別計画の着実な推進に努めているところであり、教育行政においては、第2期人づくり・まちづくり推進計画などに基づき、人づくりにかかわるさまざまな分野での取り組みを進めています。人口減少に伴う課題の解決は、どれも困難なものばかりと言わざるを得ません。しかしながら、屯田兵入植から120年という節目を迎える今こそ、この地を開き、幾多の苦難を乗り越えながら、今日に至る歴史を積み重ねてきた先人の歩みに学び、私たち一人一人の知恵と力を合わせて、地域固有の貴重な財産や新たな価値の創造を未来へ引き継いでいかなければなりません。

教育行政においては、すべての子どもたちが、この地で育ち・学ぶことに喜びを感じ、夢の実現に向かって歩むことのできる教育の推進やあらゆる世代の市民が、生涯にわたっていきいきと過ごすための学習機会の提供など、教育大綱の基本理念にのっとった取り組みを着実に進

めていく必要があります。

こうした考えのもと、大綱に示されている学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術、教育・学習環境の各分野について、新年度における取り組みの主要な考え方について申し上げます。

初めに、学校教育を基軸とした子供たちの学びと育みについてです。

社会に開かれた教育課程を理念とする新学習指導要領が、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されます。その推進に向けては、学ぶことの本質を踏まえ、知識と技能、思考力・判断力・表現力などの能力を育む教育課程や学校全体で教育活動の改善を進めるカリキュラムマネジメントの実行のもと、主体的・対話的で深い学びを追求していくことが必要です。

こうした中で、まず、外国語教育に当たっては、研究・研修活動による教員の指導力向上はもとより、外国語指導助手による体験的な授業も通して、子供たちが楽しみながら生きた英語を学び、国際理解につながる取り組みを進めます。また、道徳の教科化や小学校におけるプログラミング教育の導入に対しても、研修の充実を図るとともに、外部資源の活用などについて検討を進めます。

さらに、国語や算数・数学などの基礎的な力を着実に育むため、複数の教員がチーム体制で取り組む授業改善や習熟度別の少人数指導などにより、授業力の向上を図ります。

また、健やかで心豊かな子供たちを育むため、体育・健康に関する指導や体験的な学習活動の充実に努めます。

その一つには、子供たちの体力・運動能力と教員の指導力を向上するため、昨年、北京オリンピック銀メダリストの高平慎士氏を講師として実施したスポーツ能力向上事業の対象範囲を中学生まで拡大するとともに、小学校における体育専科教員の活用を進めます。

豊かな人間性や生きる力を有する子供たちの育成に向けては、環境教育や消費者教育を初め、1日防災学校などによる防災教育に取り組むほか、非核・平和や人権、男女共同参画などへの理解を深める学習を引き続き推進します。

体験的な活動としては、子供たちの夢や思いを意見・提言として発表する場であるこども夢トークや子ども議会を実施するほか、地域資源を生かした学びの実践である農業学習の充実と学習の深化を図ります。また、表現力の向上などに寄与するサンライズホールのアウトリーチ事業を継続実施します。

さらに、友好都市みよし市との小学生の相互派遣交流や川内村からの児童の受け入れによる貴重な交流と学びの機会の充実を図ります。

昨年、ダイハツ工業の絶大な御厚意のもとに実施していただいたものづくり体験教室は、小学校の社会科における自動車産業を体験的に学ぶプログラムとして極めて価値の高いものであり、本年も全校を対象に実施いただく予定です。

キャリア教育の役割と土曜日の有意義な過ごし方を提供する土曜子ども文化村事業について

は、職業体験、文化芸術体験、自然活動や郷土の歴史を学ぶ体験の3本柱とし、引き続き地域の方々との協力を得ながら、より充実した内容に再構成します。

中学校部活動については、生徒や教員の減少の中でも、希望する活動の機会をできるだけ確保し、かつ質の高い活動を実現するため、平成29年度には教員以外の職員が携わる部活動支援員制度を導入、本年度は外部人材を活用する部活動指導員を配置してきました。さらに新年度には、部活動拠点校方式を試行的に取り入れるところであり、運用後も必要な見直しを行うとともに、休養日の設定などを規定するガイドラインに沿った対応や今後の中体連のあり方を見据えた取り組みについての検討を進めます。

学校給食においては、地元食材への興味・関心や地域への理解を深める機会となるふるさと給食について、アスリート食を含め、内容の充実を図るとともに、新たに幼稚園や認可外保育園などへの提供を進めます。また、食材費高騰に伴う対応についての検討を進めます。

本年度をもって閉校する士別西小学校にかかわっては、4月からの新たな学び舎となる士別小学校と士別南小学校に、安心して元気に通学できるよう万全を期す考えであり、特に多くの児童が利用することになる路線バスでの通学については、運用後も利用状況の把握や改善点などの対応に努めます。

また、来年3月での閉校を方針決定している多寄中学校については、引き続き学校や保護者との協議を重ね、士別中学校への通学に対する不安の解消と円滑な移行に向けた準備を進めます。あわせて、多寄中学校閉校に伴い、新たな特認校として上士別中学校を指定するとともに、今後の児童・生徒数の減少に伴う教職員定数の減が見込まれる中で、より質の高い教育の提供を展望し得る小中連携についての調査・研究を進めます。

子供たちの生活習慣と学習習慣の改善に向けては、教職員や士別翔雲高校生などの協力も得て、長期休業中の小学生を対象としたチャレンジ寺子屋を継続するほか、通学合宿型のチャレンジスクールについては、つくも青少年の家の閉所に伴い、朝日山村研修施設に実施場所を変更して実施します。

このほか、家庭教育の視点から、幼児期からの早ね早おき朝ごはん運動による望ましい生活習慣の定着や家庭学習の習慣化などを促進します。

特別支援教育については、児童生徒個々の状況に応じた細やかな支援を一層充実するよう努めるとともに、知的発達におくれはないものの、文字の読み・書きなどに困難が認められる児童に対しては、早期の段階からの支援を基本に、ICT機器も活用した専門的対応の拡充を図ります。

いじめや不登校などの問題に対しては、早期解決と未然防止に向けて、昨年改定したいじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・教育委員会・関係機関等の連携のもと、初期段階からの状況把握や対応に努めます。また、現在、不登校対応の柱となっている適応指導教室ウィズについては、第一義的には児童・生徒の居場所として確立していく中で、最終的には再び学校での生活が可能となるよう、所属学校との連携を強化するとともに、今後を見据えたウィズの体

制について検討を進めます。

高等学校教育にかかわっては、移行支援の役割を果たす高校教育の実践校として、士別東高校の存在意義が一層高まっている中、引き続き生徒個々に応じた教育やキャリア教育の充実を図るほか、台湾への見学旅行による国際理解の機会づくりなど、特徴的な教育を進める一方、今後のあり方も展望しつつ、より魅力ある学校づくりに努めます。あわせて、士別翔雲高校との連携拡大を図ります。

次に、社会教育の推進についてです。

生涯学習のまちづくりの実現に向けては、全ての市民が、さまざまな社会環境の変化に柔軟に対応し、自己実現と自立のための学びを進めることが肝要であり、各年代に応じた教育・学習機会が必要です。さらに、市民の主体的な学びが展開され、その成果が地域で生かされるという持続的・発展的な循環が望まれます。こうした視点に立ち、昨年度からスタートした第2期人づくり・まちづくり推進計画の着実な推進に努めます。

地域コミュニティの構築や地域活動の促進に寄与しながら、さまざまな世代の学習機会の提供・支援を役割としてきた公民館活動については、引き続き、子ども会リーダー養成研修や広域的交流事業など、青少年活動の活性化を図るほか、青年・女性の人材育成の場であるまちづくり塾の充実と卒塾後の活躍促進に努めます。また、高齢者の学びの場である九十九大学・大学院については、設立50周年の記念事業を実施するほか、今後のカリキュラムやあり方についての検討を深めます。

生涯学習情報センターいぶきについては、市民の主体的な学習活動や発表の拠点としての活用を促進するほか、博物館活動との連携によるすぐれた芸術作品や貴重な歴史資料の紹介展示などの実施のもと、生涯学習活動の拠点としての充実を図ります。

博物館においては、本質的な目的である郷土資料の収集・保管や調査・研究を初め、教育活動としての講座や展示の充実を努めます。また、屯田兵入植120年を迎える中、ふるさと大使の水戸英樹さんの協力を得て、過去と現在の地域行事の映像などを比較展示する記念展を開催します。

図書館については、利用頻度の高い実用書の更新や各ジャンルの計画的な図書整備により、蔵書の充実を努めます。また、過去の地元新聞など郷土資料の電子化を継続実施します。

文化財の保護・活用にかかわっては、地域の伝統文化や歴史を学ぶ機会として、子供たちの学習活動や地域に伝わる無形文化財の伝承活動などを展開し、市民の郷土愛の醸成に努めます。

次に、スポーツの振興についてです。

健康・スポーツ都市の実現を目指して、体育協会やスポーツクラブなどの関係機関・団体との連携のもと、第2期士別市スポーツ推進計画の着実な推進に努めます。

市民皆スポーツに向けて、昨年初参加した世界的なスポーツイベントであるチャレンジデーについては、地域・企業・団体・学校などとの連携をさらに強化し、参加率の向上を図ります。

地方創生総合戦略の柱である合宿の聖地創造実現に向けては、合宿の里士別推進協議会との

連携をさらに強化し、合宿の里士別ステップアッププランに基づく受け入れ態勢の拡充に努めるとともに、各競技団体との情報交換などを密にしながら、新規チーム・団体を含む合宿者数の拡大を図ります。

本市外からの来訪者が最も多いイベントでもあるハーフマラソン大会については、開拓120年記念大会としての位置づけのもと、さらなる工夫によって魅力を高め、参加者の拡大に努めます。その内容の一つとして、参加者に対する市内限定商品券の配布や地元産トマトジュースの提供、大会ゲストとして日本ハムファイターズOBの招聘などを計画しているところです。

道内唯一となっているオリンピックデーランについては、開催日を世界共通のオリンピックデーである6月23日に設定し、1年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けての機運を大きく高めるイベントにしていく計画です。

このほか、例年同様、ディスタンスチャレンジやサマージャンプ3大会の開催によって、多くのアスリートが訪れ、市民がスポーツを見る・応援する機会を設けてまいります。

東京オリンピック・パラリンピックホストタウンにかかわっては、計画の柱である台湾代表選手の事前合宿実現に向けた取り組みを進めるほか、この間の文化・教育交流の継続・発展や台湾からの教育旅行招致といった新たな教育交流の展開など、国や道との連携のもと、オリンピックレガシーの構築を目指す取り組みに努めます。

次に、文化・芸術活動についてです。

文化・芸術は、潤いと豊かさに満ちた人生に欠かすことのできないものであり、日々の生活においても身近な存在としていくことが望まれます。本市では、多くの市民がさまざまな分野で実践的活動を展開しており、文化振興条例の趣旨も踏まえ、市民の自発的な活動の支援・促進に努めるとともに、その魅力が日常の中で感じられる風土づくりを目指します。

市民文化センターやあさひサンライズホールにおいては、地域の文化力向上の拠点として、市民の主体的な文化・芸術活動の促進を図るほか、幅広い分野での芸能・芸術鑑賞機会の提供や各種文化事業を実施します。

市民総合文化祭については、市民の日常的な文化・芸術活動を集約・発表する場として、内容の工夫に努め、市民の創作・創造意欲を高める機会とします。

芸術作家を招聘し、芸術を通じた市民交流の場を創出するアーティスト・イン・レジデンスについては、春夏秋冬の最後となる春をテーマに、文化庁の事業を継続活用し、4年間にわたる士別の四季の総集編としてのまとめと事業成果を発表する機会を設けます。

本年は、6自治体の持ち回りで運営されている道北文化集会在、設立60周年を迎える士別市文化協会の主管により本市で開催されることとなり、その成功に向けて必要な支援を行います。

また、ふるさと大使である松井エイコさんの指導のもと、紙芝居文化の理解拡大やネットワーク化を図ることを目的とした活動が展開されている中、全国組織である紙芝居文化の会の合宿が昨年に引き続き予定されていることとなり、着実な進展に期待するとともに必要な支援

に努めます。

最後に、各分野での教育、学習活動を進めるためのソフト・ハード両面での環境整備についてです。

まず、学校教育にかかわってです。

学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールについては、昨年4月に上士別・多寄・温根別・朝日の4地区で導入したところであり、この4月から中央市街地でもスタートすることによって、市内全域でその体制が整うことになります。本制度は、学校と地域の連携によって教育活動の改善や充実を図るものであり、学校を取り巻く課題の解決と地域の活力づくりに期待の大きな取り組みでもあることから、これまで以上に、地域の中の学校として、地域で子供を育む機運の醸成のためにも着実な推進に努めます。

学校における働き方改革が強く求められている中で、教職員の健康面への配慮や授業準備時間の確保のほか、児童・生徒と向き合う時間の拡大などに向けて、具体的な対応策であるアクションプランを踏まえ、校務支援システムの導入などのほか、支援員や相談員、事務生を含めたチーム学校としての連携協同の推進について、校長会などとの協議のもとに取り組みます。また、中学校部活動のあり方にかかわっても、教職員の働き方改革の視点を含めた検討を進めます。

学校の施設・設備に関しては、新学習指導要領への対応はもとより、今後の教育環境に不可欠なICT環境の確立に向けて、中央市街地4校の無線LAN設備を整備します。また、早急な対応が求められている学校施設の耐震化に当たっては、糸魚小学校体育館のつり天井改修工事を実施するほか、現在策定作業中の学校施設の長寿命化計画において、朝日中学校の耐震化にかかわる整備方法を模索し、最適な整備方法の検討を進めます。

青少年の健全な育成に向けては、学校や警察署など関係機関との情報共有と連携のもと、青少年指導センターが実施する街頭指導や啓発活動を継続するとともに、子供たちや保護者が気軽に相談できる体制の構築に努めます。

スポーツ施設については、陸上競技場写真判定器の更新を初め、日向スキー場第2リフトブレーキ装置の整備のほか、朝日三望台シャンツェ送水管取替工事などを実施し、機能向上や安全確保に努めます。

社会教育、文化・芸術関係施設に関しては、市民文化センター大ホールのどんちょう昇降機器や大・小両ホールの照明設備などの一部更新を実施します。

施設・設備の老朽化に伴い閉鎖を決定したつくも青少年の家の機能については、文化センターや朝日山村研修施設を代替施設として活用し、市民団体や他の社会教育施設のプログラムとの統合・再構築も進めながら、活動の継承・発展に努めます。

変化の激しい時代にあって、とりわけ人口減少と少子高齢化の影響が顕著な地方都市では、あらゆる分野の課題に対応し、まちづくりを前進させていくためにも、まちの魅力や活性化を創出し、郷土への愛着や誇りを持ちながら、持続可能な未来を開いていくことのできる人づく

りが求められています。

開拓120年、改元という時代の大きな節目を迎えることしは、その思いを広く共有し、力を結集する意思を固めていく契機でもあります。

こうした中で、人づくり全般にわたる取り組みを総合的に推進する責務を有する教育委員会としても、直面する課題に迅速かつ丁寧に対応していくとともに、将来展望と幅広い視点に立ち、組織・地域の総合力の結集をもって、新たな一步を踏み出していくことが必要と考えます。そのためにも、学校教育や社会教育を初めとする教育委員会内の横断的連携はもとより、学校・家庭・地域との連携を深め、市長部局や外部機関・団体との連携を強化していくことが肝要です。

こうした考えのもと、子供が元気、高齢者がいきいき、あらゆる世代が健やかで、心豊かに学び続けるまちの実現に向けて、全力を尽くしてまいります。

以上申し上げます、教育行政における新年度の所信と基本方針といたします。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 以上で、市政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時08分休憩)

(午後1時30分再開)

○議長(松ヶ平哲幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第18号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案書の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) ただいま議題となりました議案第18号 士別市行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、本年4月1日に実施する行政組織機構改革に伴い、組織名の変更、分掌事務整理など、関係する条例について、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第4、議案第19号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第19号 士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害により被害を受けた世帯に対する援護資金の貸付利率について、これまでの年3%から、年3%以内で市町村で定める率とされたことから、東日本大震災に対処するために措置された特例に準じて、保証人を立てる場合は無利子に、立てない場合は1.5%と定めるほか、償還方法に月賦償還を追加し、本年4月1日から施行しようとするものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第5、議案第20号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第20号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して実施した環境センター整備事業において、交付金の一部返還という結果を重く受けとめ、市長と副市長の給料月額削減を行うものです。

削減内容は、市長の給料83万6,000円を20%減の67万円に、副市長の給料67万9,250円を10%減の61万2,000円とし、これらの適用期間を本年3月1日から3月31日までとするものです。

不適切とされた交付金の対象事業費については、積算段階において、事業実施前に交付事務を担う北海道と協議を行い、積算方法を確認の上、算定し、交付金の申請を行ってきたところですが、今後、補助事業の実施に当たっては、北海道はもとより関係省庁と十分協議を行い、事務執行に努めてまいります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第6、議案第21号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいま議題となりました議案第21号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

介護用品券の支給事業については、地域支援事業の任意給付対象事業であり、国の補助対象でありましたが、国からの通知により、本事業については市町村特別給付での実施が望ましいと示されたため、施設入浴サービスに加え、本年4月から、条例第20条の2に定める市町村特別給付として実施するため所要の改正を行うものです。

さらに、除雪サービス利用料については、利用料を平成23年の契約基準により定めていましたが、現行の労務単価と乖離があるため、労務単価に見合う利用料に見直すとともに、屋根・軒の除雪に関しましては、利用実態等の調査を実施した結果、家屋の保全等の目的で依頼をする方が多いため、これまでの無料区分を廃止するものです。

一方、通路の除雪に関しては、緊急避難通路としての役割が高く、非常時の利用者の安全確保に大きく寄与することから、現行よりも低い利用料を設定し、負担軽減を図るものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第7、議案第22号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいま議題となりました議案第22号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、介護保険法の改正に伴い、共生型サービスが新たに創設されたため、そのサービスの事業に関する基準を定めるほか、認知症の定義を定める引用条項について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第8、議案第23号 士別市日向ロッジ条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第23号 士別市日向ロッジ条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

日向ロッジは、設置当初から地域農業活性化の促進を目的として管理運営を行い、冬季には日向スキー場利用者の休憩所等として施設の有効活用を図ってまいりました。

近年は、施設設置当初の目的を果たしたことから、その利用状況は、冬季における利用のみとなっています。今後も引き続き、市民のスポーツ振興や健康保持増進を目的とした施設として日向ロッジを有効に活用するため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第9、議案第24号 士別市企業立地促進条例等の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長(相山佳則君) (登壇) ただいま議題となりました議案第24号 士別市企業立地促進条例等の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、経済発展と雇用機会の拡大を図り、さらなる企業立地の促進と地域の活性化を推進するため、士別市企業立地促進条例のほか、関連する2条例を一括して改正するものです。

その内容は、市内に事業所を新設または増設する者に対する助成の対象業種について、根拠法としている過疎地域自立促進特別措置法の改正及び北海道産業振興条例における市町村連携促進分野に定める業種との整合性を図るため、見直しを行うものです。

また、助成要件である投資額や新規雇用人数の引き下げのほか、新たに本市の遊休財産の活用を追加し、対象となる要件を満たした企業に対して、無償による貸し付けや譲渡が可能となるよう所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西 陽議員。

○12番(大西 陽君) この条例の改正の内容についてでありますけれども、まず対象業種の拡大、それから対象基準投資額、あるいは新規雇用人数の引き下げ、また遊休財産活用補助金が新たに追加をされているということになります。

それで、これに伴って旧学校施設や公共施設などの特定遊休財産の活用を進めるとして、先ほど市長の市政執行方針の中にも申し述べられておりました。この条例改正について、新たな立地企業を念頭に置いての改正なのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長(松ヶ平哲幸君) 東川総合企画室長。

○総合企画室長(東川晃宏君) 企業誘致という側面がございますので、私から答弁させていただきます。

今回、条例の改正に当たりましては、市が保有しているそういった遊休施設を活用して、さらなる企業誘致を進めていこうというものでありまして、そういった活用をするということを念頭に置いて改正するものであります。

これまでも遊休公有財産の活用といった部分については、市のホームページなどでも活用を募集しておりますし、特に廃校となった校舎につきましては、文部科学省のみんなの廃校プ

プロジェクトへ登録して、広く活用を募集していたところです。中多寄小学校については、平成29年5月から掲載しておりますし、この3月末をもって廃校する西小学校についても3月からこのプロジェクトへの登録を予定しているところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、今のところ照会も含めて、新たな立地企業の話は全くないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） お答えいたします。

今そういった企業進出の相談といったところでありますが、現在3件について交渉中がございます。1件につきましては、羊の飼養や羊肉の販売など、羊を中心とした施設への活用の相談、2件目としては、外国人留学生の語学学校や技能実習生の入国後研修施設としての活用の相談、植物を原料とする油の製造施設としての活用といった、こういった3件が相談されているところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 具体的にはいいんですけれども、今回の改正の後に、この3件の企業立地、照会があるという企業については、この要件、条例に照らして妥当なのかどうかの判断はまだできていないのでしょうか。この辺を確認したい。

○議長（松ヶ平哲幸君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） お答えいたします。

条例の改正後の適用の関係といったような部分ですが、特に経済的な効果が大きいということで、市政の発展に寄与する部分といったような考えから、条例の適用といった部分は可能ではないかと考えているところであります。

ただ、一緒に改正をいたしました投資額の基準ですとか、雇用の人数の関係の部分については、まだ事業計画が全てでき上がっているというところではございませんので、適用業種としては可能とは考えますが、そういった部分については、まだ不確定な状況であります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第10、議案第25号 士別市人材育成・交流事業委員会条例を廃止する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第25号 士別市人材育成・交流事業委員会条例を廃止する条例について、その概要を御説明申し上げます。

士別市人材育成・交流事業委員会は、本市のまちづくりを担う人材育成や姉妹都市、友好都市との交流を促進するため、事業の推進や選定、補助内容などを審査していただくことを目的として、平成2年に設置いたしました。

これまで、委員会には、まちづくりの先進地視察等による人材育成事業や、ゴールバーン・マルワリー市との交換留学、また、多くの市民が交流を行っているみよし市との事業に対する補助内容等について、慎重に審査していただけてきました。

委員会において各種事業の推進に向けた議論を進める中で、本年は姉妹都市提携20年、来年は友好都市提携20年を迎えるところであり、市民や団体が主体となって安定的かつ継続的に実施されるようになってきたところです。

こうしたことから、委員会での審査案件の多くが継続事業となっており、交流内容も安定的に深まっていることから、本年3月末をもって委員会を廃止しようとするものです。

今後の人材育成・交流事業については、これまで積み重ねてきた委員会での審査内容に基づき、庁内に設置する審査機関において補助事業の公平性と透明性の確保に配慮する中で、効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、去る2月7日に委員会を開催し、本事業の廃止提案について承認をいただいているところです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第11、議案第26号 平成30年度士別市一般会計補正予算（第9号）、議案第28号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第30号 平成30年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）、以上3案件を一括議題に供しま

す。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第26号 平成30年度士別市一般会計補正予算（第9号）、議案第28号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第30号 平成30年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正は、早期の工事発注を実施するため、ゼロ市債事業についての債務負担行為の追加や平成30年度国の補正第2号に伴う事業など当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について、順次、御説明いたします。

まず、一般会計の歳出予算についてですが、民生費では、社会福祉一般行政経費において、臨時福祉給付金の平成29年度の実績が確定し、超過交付となった国庫補助金の返還金117万3,000円を計上しました。障害者自立支援給付事業費では、当該事業の平成29年度国庫負担金が確定したことから返還金722万9,000円を計上しました。いきいき健康センター管理運営事業費では、市内企業からの寄附金100万円を活用し、子供用遊具等の備品購入費41万7,000円を計上しました。生活困窮者自立支援事業費では、当該事業の平成29年度国庫負担金の実績が確定したことから、返還金36万7,000円を計上しました。僻地保育所管理運営事業費では、市内企業からの寄附金を活用し、教材教具購入費15万円を計上しました。すくすく子育て支援事業費では、同じく市内企業からの寄附金を活用し、認可外保育所、私立幼稚園への教材教具購入助成金25万円を計上しました。子ども・子育て支援推進事業費では、私立幼稚園の入園児童数が当初の見込みより増加し、施設型給付費の増額が見込まれることから318万9,000円を追加計上しました。児童扶養手当システム整備事業費では、平成30年度国の補正予算第2号に関連し、児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携等を推進するため、児童扶養手当システム改修委託料40万2,000円を計上しました。北星保育園管理運営事業費では、市内企業からの寄附金を活用し、教材教具購入費9万5,000円を計上、同様にあさひ保育園管理運営事業費で7万8,000円、あいの実保育園管理運営事業費で9万5,000円を計上しました。生活保護扶助事業費では、平成29年度の実績が確定した結果超過交付となった生活保護費国庫負担金返還金969万円を計上しました。

次に、衛生費では、平成25年度から28年度に実施した環境センター整備事業費において、会計検査院からの指摘により、既に交付を受けた国庫補助金の過大交付分を返還するため、2,832万3,000円を計上しました。

次に、商工費です。中心市街地活性化事業費において、（仮称）まちなか交流プラザの整備に伴い、第三セクターとして設立を予定しているまちづくり会社への出資金及び登記費用640万円を計上しました。

次に、教育費です。文化センター管理運営事業費では、市内企業からの寄附金を活用し、文化センター幼児室の遊具等購入費11万4,000円を計上しました。

なお、これらに要する財源については、国・道支出金などの特定財源のほか、財政調整基金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、繰越明許費の補正についてです。国の補正予算第2号に伴う児童扶養手当システム改修事業については、事業実施時期との関係から、予算を繰り越して実施するため、所要の措置を講ずるものです。

続いて、債務負担行為の補正についてです。中心市街地活性化事業費において、用地買収や基本設計、解体工事等に向けて円滑に業務を遂行するため、債務負担行為を追加するほか、公共工事の早期発注によって、市内経済の活性化と資材や人材の確保を図るため、ゼロ市債事業として、市道整備事業で7路線5,280万円、道路側溝・環境整備事業で3路線730万円をそれぞれ追加するものです。

次に、特別会計並びに水道事業会計についてです。

まず、公共下水道事業特別会計です。繰越明許費の補正については、土別下水処理場電気設備更新工事を国の補正予算第2号に伴う国の防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づく社会資本整備総合交付金事業として実施し、事業実施時期との関連から、予算を繰り越して実施するための所要の措置を講ずるものです。

次に、水道事業会計では、早期発注によって市内経済活性化を図るため、債務負担行為の補正で、検漏量水器取替工事5工区4,835万2,000円をゼロ市債事業として実施するものです。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） それでは、商工費の（仮称）まちづくり会社に対しての出資について伺います。

まず、出資する上で判断材料となるのは、設立を予定している会社の、まず経営体制、それから従業員数、さらには基本理念を含めた事業計画をあらかじめ示して議案に呈すべきだと私は思います。そこで、前回の2月5日でしたか、全員協議会で示された基本計画概要版がこれにかわるものだという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

先日の全員協議会のときにお配りをさせていただきました（仮称）まちなか交流プラザ基本計画概要版、そちらのほうで会社の今後の方針を明記させていただいております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） この概要版を見ると、6ページ、大事なものは収支計画でありますけれども、例えば、細かいところは申し上げませんが、アンテナショップ収入2,100万円、これはどう考えても過大な収入見込みだと、私は個人的には思います。

それで、この概要版をもとに、今後この新会社の運営にかかわる方々と話をした経過があります。驚いたのは、この収支計画については、その方々が綿密に精査したものではないと、これはあくまでもコンサル会社がつくったものであって、設立後、改めて精査をして事業計画をつくりたいという考えでありました。これについて見解を伺います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

今回のまちなか交流プラザの建設に向けての基本計画を策定する段階で、コンサルに契約をしておりますが、そこについては建設関係のコンサルとあわせて、今回のまちなか交流プラザがしっかりとした収支バランスをもって運営されることを目指しまして、経営コンサルという視点も含めて仕様の中でうたってきております。確かにコンサルには入っていただいておりますけれども、その中で会議所ですとか商店街組織、そして観光協会、そして市で構成しますまちなかプロジェクト、こちらのほうを設置してきまして、基本計画について、コンサルから提案される内容についても協議を進めてきております。確かに議論にするたたき台というところにつきましては、コンサルのほうから出されているというものもありますが、最終的などころにつきましては、このまちなかプロジェクトの中で、しっかりと合意を得たという形で認識をしているところではございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで最初にコンサルから出てきた収支計画、これについて、協議の中で、ある程度修正を加えて、最終的にこれを仕上げたということですか。そういうことであれば、どこを修正したのか、具体的にわかればお聞きしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

この6ページの中にあります収支の表につきまして、コンサルのほうから出されたところについての、地域としての変更箇所というところにつきましては、細かい中身についてということよりも、まずは提案された中身については、アンテナショップ自体を直営でやるのか、それとも、どこかの業者に入ってもらってテナントでやるのかという案も出されてきております。ただ、その中でいけば、なかなか、この収支バランスを保つというところで行くと、どこかにテナントで入ってもらってやるというよりは、直営で行っていくべきではないかという判断をしまして、最終的なこの基本計画のところにつきましては、直営で行う、そして、この2,144万円、ただいま御指摘があった高過ぎるのではないかというところにつきましても、もととなる数字については、年間の入込者数12万人というところから計算をしているところではございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 私の質問の趣旨は、例えば、これはコンサルがつくったものだということ、それは認めて、これはこれとして、新たな会社が設立されたときに、当然、取締役会等々で収支計画を洗い直すんだと思いますけれども、これは全面的に見直すか一部見直すかわかりませんが、最終的な会社としての考え方について、できれば今度、出資団体になるわけですから、この中身について細かい詳細も含めて議会に報告をいただけたらなという趣旨です。この辺についてはどうですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

先ほどお話をさせていただきました2月5日の全員協議会、そちらのほうにこの基本計画の概要版を出すに当たり、一定程度確認をした上でということでお話をさせていただきましたが、大西議員のおっしゃられるとおり、一部そういうふうな完全な合意をしている形ではないということを見ますと、やはり今まで以上にしっかりと、私たちもまちなかの方々と同じ認識、同意を得ながら、もっともっと丁寧に進めていかなければいけないと考えております。しっかりとこの後については、本日この出資の議決をいただくことができれば、会社の設立に向け早急に進めていき、会社設立後についてはこれまで以上にしっかりと議論していきながら、あわせて議会のほうにも御報告、御提案させていただければと思っています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 質問をやめようと思ったんですけども、ちょっと意外なのは、合意したものでない。これは会社の運営にかかわる方々と、この基本計画については合意したものでないという今の説明ですけれども、これについて、もう一回詳しく、どういう意味なのかお聞きしたい。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えします。

済みません、説明が言葉足らずだったと思います。

私たちとしましては、しっかりと御提案を議会で、全員協議会の段階で説明をするときに、しっかりとまちなかプロジェクトの中で合意を得たという内容でお話をさせていただいていました。本日、大西議員のほうから、そういう形で一部同意しているわけではないという意見があるということを含めて、私たちとしても、今後についてはしっかりとやっていきたいという趣旨で答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 言葉足らずじゃなくて言葉多いんです。一部でも全部でも含めて合意したものでないということが気にかかるんです。これは早くからこの交流プラザについて、私も提案をした一人ですし、市長のマニフェストもありますから、ぜひつくって成功してほしい

という思いがあるんです。これには、実際に運営するまちづくり会社の人たちが経営努力をしてもらって、何とかこれを成功してほしいという気持ちなんです。それには、議会に少なくとも出資を提案するときに、しっかり話を合意してない基本計画に基づいて私ども説明を受けて、これを出資をするということはいかなるものかだと思います。この辺について、もう一回、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） ちょっと説明が、言い方が不足しているかなと思います。

今、大西議員からお話がありましたように、これまでに議会にお示しをさせていただきました基本計画については、これは今後は会社にかかわる皆様方で行われているプロジェクトの中で、しっかり内容を確認させていただいているものでございます。

まず、そのことを基本としながら、これから、きょう予算をお認めいただければ、早い時期に会社を設立して、この基本計画に沿った会社の基本方針、そして会社が将来に向けて、市民のためのまちなか交流プラザとしてどういう役割を果たすのかといったことを、全員でもう一度しっかりと確認をして、運営方針を決めて、これからの実施計画等々に向かってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君） 大西議員と同じく、このまちなか交流プラザへの出資についてお伺いしますが、今の大西議員への答弁を参照しますと、この入込数12万人というのがもう全ての前提になっているんです。全員協議会のときもちょっとお聞きしましたけれども、この入込数12万人で初年度から黒字が105万円という予想なんですけれども、これまず入込客12万人確保するに当たって、一番確実な入込客あるいは立ち寄り客というのを考えたら、高速バスの札幌行き、高速バスのなよろ号の利用者の方、これは確実に入り込み、あるいは立ち寄りされます。このバスは1日4便、土日祝日は1日5便ですか。この利用客数は市のほうで把握していますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） 大変申しわけございません。ただいまうちのほうに都市間バスの利用数についてはございません。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 後刻でもよろしいので、御報告をください。

まず、一番確実な入込客がその高速バス利用者、次が市内でのイベント。もとのパチンコ屋さんの跡地だとか、いろんなところを使って、今、国道沿いでイベントもやっています。そういったものをこの新しい交流プラザのほうで行うということでもあります。

だから、繰り返しますと、バス利用者、イベント利用者、最後に、ドライブで立ち寄りの方です。やはり道の駅という機能を持たせるのであれば、ドライブのときに、もちろん寄ってほしいと。その中で12万人という数字が達成されるわけです。

このドライバーについてなんですが、全員協議会でも申し上げたとおり、既存の名寄市風連町にあるもち米の里道の駅、これが年間25万人の入り込み。南のほうにある剣淵道の駅が年間15万人という報告がされました。士別に道の駅をつくと、この風連・剣淵と間隔は大体10キロとか15キロぐらいだと思うんですけども、こういった既存の南北にある道の駅と共存共栄、いわゆる相乗効果を生み出すようなウイン・ウインの関係をつくれるのか、それともやはり競争することになるのかどっちかだと思うんですが、一応、市の認識としてはその辺どんな感じですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

近い距離にあるというところでいっても、確かに、それぞれ通常のドライバーの利用者については、なかなか全てを寄っていくということについては難しいということも考えられますので、一部取り合いということも想定はされますが、基本的な考え方としましては、特に観光的な要素としましては、現在1市3町の着地型の広域観光なんかもあります。士別市だけという形ではなくて、和寒・剣淵・幌加内、そういったところとの連携ということも中心に考えております。しっかりと近隣の地域と一体となって、その全ての拠点施設という形でまちなか交流プラザが存在できるようなことで考えているところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） はっきりと指摘しますけれども、認識が甘いと言わざるを得ません。12万人を達成するのに当たって、まず確実な立ち寄り客である高速バスの利用者の人数を把握していないというのが、まず一つ厳しく指摘しておきます。そのほか、市内イベントでどのぐらい利用するのかとかを把握していない。それでいて、コンサルタント会社から12万人と言われたから、それをそのまま借用して、やはり一番事情を知っている地元の市役所が、高速バスの人数から何から把握した上で積算しないといけません。そうじゃないと12万人達成は非常に厳しいと言わざるを得ない。

しかも、名寄・剣淵という道の駅が南北にある中で、そことやはり競争しないとドライバーは誘致できないですよ。当たり前じゃないですか。道の駅に全部寄っていくドライバーがいるんですか。いますよね、スタンプを押す人。スタンプを押す人は各駅停車していきますよ。でも、それ以外のドライバーどこか一つ選ぶんですよ。剣淵に寄ろうか、士別の新しい道の駅に寄ろうか、風連に寄ろうか、大福餅を買っていくか。そうやって道の駅も選ばれる時代なんですから、そこでやはり12万人に何とか選んでほしい。

これは、もう大西議員もおっしゃっていましたが、新しいまちづくり会社の役員、もう大変です、陣頭指揮をとって。何か神風でも吹かせなきゃならない。私の考える神風はもうインバウンド、それしかないですよ、もうここで。名寄・風連・士別・剣淵のお客さんを増やすには、それぐらいしかないと思うんです。だから、やはり本当にそこで12万人確保すると、

何ていうかコンサルタント会社が言ったからじゃなくて、市なり新しいまちづくり会社、ちゃんと数字を練り直して、ちょっと出し直してほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

バスの人数についてではなくて、イベントについてもこの12万人の中には入っておりません。先日この内訳については御説明をさせていただいたところでもありますけれども、この後の北海道縦貫自動車道士別剣淵から名寄間、この開通に伴う影響というものを約26%のマイナスということで算定をした中で、しかも年間の1日の全体の交通量ではなく、日中の時間帯の12時間の時間帯で算定をし、あと小型車と大型車については、交通センサスの中でも大型車と小型車に分かれています、その中の小型車だけを算定をしまして、平日が4,300台、休日が4,200台というところで交通量を算定してきております。その中から、立ち寄り率ということで平日については0.03という係数、そして休日については0.07という係数を掛けながら、そこに乗車している人数の想定が、平日が1.5人、休日が2.5人というところで、最終的に平日の271日と休日の94日というところを掛けて約12万人という想定をしています。

確かに、イベントですとか、バスというところもそうだと思います。しっかりと、この交通量というところも単純に漠然と12万人という形ではなくて、一定程度のこのセンサスの数字等を拾っております。ただ、今御指摘のあったとおり、そういったところで、ほかに打ち勝つてこの12万人を達成するためには、この後も、まだまだ積極的な方策を練り直していかなければいけないということもしっかりと忘れることなく、この後、協議に入っていければと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号、議案第28号及び議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第12、議案第27号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第27号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は、保険給付費において一般被保険者の医療費が増加し、予算に不足が生じる見込みとなったことから、療養事業費で1,477万1,000円を追加計上するものです。

なお、これに要する財源については保険給付費等交付金をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第13、議案第29号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第29号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は、現在実施している中士別第一地区農業集落排水の機能強化対策において、平成31年度に実施予定の機械設備更新工事の一部を、工事の早期着工、完了を目指して前倒しで予算措置をするため、1,625万円を追加計上するものです。

これに要する財源は、道支出金及び地方債の特定財源のほか、使用料の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

また、事業実施時期との関係から、全額を翌年度予算に繰り越すための繰越明許費の補正を講ずるものです。

なお、地方債の補正については、歳出予算との関連から、所要の措置を講ずるものです。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第14、議案第100号 士別市健康長寿推進条例の制定について及び議案第101号 士別市受動喫煙防止条例の制定について、以上2案件を一括議題に供します。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。谷 守委員長。

○文教厚生常任委員長（谷 守君）（登壇） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第100号 士別市健康長寿推進条例の制定について及び議案第101号 士別市受動喫煙防止条例の制定について、委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

経過につきましては、昨年9月19日に所管事務調査を行った後、本2案件が委員会に付託された以降、本年1月18日、2月13日の2回、委員会を招集して審査を行いました。

本2案件の条例案は、近年、社会環境の改善や医療技術の進歩により平均寿命が延びる中、生涯にわたり明るく元気に生きがいを持って生活をしていくためには、何よりも健康であることが重要であることから、健康長寿日本一を目指す本市にとってはいずれも重要な取り組みであると判断するところであります。

士別市健康長寿推進条例については、既存の健康づくりの施策や単なる意識の醸成にとどまらず、新たな施策などを今後展開することにより、健康寿命の延伸や医療費、介護保険料の抑制など、本市ならではの施策となるよう取り組んでいただきたい。

一方、士別市受動喫煙防止条例については、制定されたままの状況でそのまま経過することなく、本市の豊かな自然環境を生かし、観光や合宿など士別を訪れる全ての人が受動喫煙をこうむることなく安全・安心に日常生活を送ることができるよう、成果の見える施策を実現していただくことを切に望みます。

結果につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号及び議案第101号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第15、報告第1号 総務産業常任委員会の所管事務調査の報

告についてを議題に供します。

総務産業常任委員長の報告を求めます。大西 陽委員長。

○総務産業常任委員長（大西 陽君）（登壇） ただいま議題となりました総務産業常任委員会の所管事務調査について、その概要を報告いたします。

去る1月24日に、現在進捗中であります本庁舎改築に係る地中熱ヒートポンプ設備と流雪溝について、調査を行いました。

初めに、再生可能エネルギーの一つである地中熱ヒートポンプは、一年中安定な地中熱を利用することで、効率的でコストの削減効果が期待できる空調システムで地球温暖化防止にも効果があるとして、庁舎建築に伴い、電気による個別空調やパネル暖房、灯油による暖房と併用することで導入を決定し、1期工事を30年10月17日から31年2月15日まで、2期工事を31年度から2020年1月31日までとして、地中約100メートルまで掘削管を埋設する地中熱交換器埋設工事を進めております。完成後は期待どおりの効果を期待するものであります。

流雪溝については、現在、沿線29地区420戸が利用しており、平成7年12月の供用開始から年数が経過していることから、老朽化が進み、部品調達が生産中止により困難になったことで、平成24年から3年間で2億9,460万4,000円の費用を投入して設備の更新を行い、通信回線のデジタル化と取水口からの動画配信及び降雪状況に応じた流入水量の調整機能が大幅に向上して、1回の投雪時間が20分から1時間に延長できたことによる利用者の利便性が高まっております。下水処理場に併設されている中央監視室でシステムの説明を受けて、トラブルに対して迅速に対応できるシステムになっていることを確認いたしました。豪雪地帯である本市では、歩行者を含む安全確保と景観の点から、流雪溝の重要性を改めて再認識をいたしました。

今後の課題は、現在、未投雪箇所が約180カ所あることから、ボランティア投雪によって取り組んでおりますが、人口減少が進む中で、これも限界がありますので、今後、有効な対策が求められます。

以上を申し上げて、総務産業常任委員会の所管事務調査の報告といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、総務産業常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第16、議案第1号 平成31年度士別市一般会計予算から議案第17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定についての17案件については、平成31年度予算並びに関連を有する議案でありますので、これを一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第1号から議案第17号まで、平成31年度士別市一般会計予算案ほか各特別会計及び企業会計案並びに予算案に関連する案件について、その概要を御説明いたします。

まず、議案第1号 士別市一般会計予算から議案第8号 士別市病院事業会計予算について

です。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2018に基づき、人づくり革命と生産性革命を最優先に全世代型社会保障制度への取り組みを進める中で、一億総活躍社会の実現を目指しております。

こうした中、本市の財政状況については、市税で前年と比較して約4,000万円の増額を見込むとともに、一般財源の大宗である地方交付税は、交付税算入公債費の増加から総額は増える見込みですが、合併特例加算の段階的縮減などにより行政サービスの実質的な需要額は伸び悩み、一般財源の確保は非常に厳しい状況にあります。

歳出においては、労務単価の上昇に伴う委託料や燃料単価の高騰などによる物件費、大型建設事業の元金償還開始に伴う公債費の増加など経常的な経費が増えていく状況にあり、財源の確保に苦慮したところですが、安全・安心な市民サービスが進められるよう努めたところです。

今後においては、まちづくり総合計画との整合性を図りながら、計画の裏づけとなる行財政運営戦略にのっとり、歳入確保と歳出改革を進めるとともに、公共施設マネジメント基本計画に基づいた公共施設の最適化を着実に実行していかなければなりません。

このような状況のもとで平成31年度予算の編成となりましたが、まちづくり総合計画に基づく取り組みや新たな行政課題への対応に努めるとともに、歳出の効率化と重点化を図ったところです。また、地区別計画を初めとした地域の主体的な取り組みを積極的に進めるため、引き続き地域力によるまちづくり重点枠を設け、新規1事業を含めた7事業を計上しました。そのほか、地方創生を推進するため、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた農業未来都市、合宿の聖地創造の取り組みを引き続き進めます。

この結果、予算の総額は、一般会計188億1,230万円、特別会計65億9,099万円6,000円、企業会計50億552万5,000円、合計304億882万1,000円となり、30年度当初予算と比較して、一般会計で3.2%の増、全会計総額で2.1%の増となりました。

この主な要因は、現在建設中である庁舎改築事業の建設事業費や中心市街地のにぎわい創出に向けた（仮称）まちなか交流プラザ建設に向けた補助事業費などの増によるものです。

次に、予算編成に当たって、主な内容や特に留意した事項について、一般会計の歳出から順次、御説明申し上げます。

初めに、議会費についてです。タブレットを活用した会議システムの導入により、さらなる情報公開の推進と事務の効率化を図るため、議会ICT化事業など、総額1億7,068万6,000円を計上しました。

次に、総務費についてです。本年度中での新庁舎完成に向けて、庁舎改築事業を引き続き実施するほか、庁舎移転に向けた事務の効率化やサービスの迅速化を目指したファイリングシステム導入事業やICTペーパーレス推進事業に取り組みます。また、姉妹都市提携20周年を迎えるゴールバーン・マルワリー市や友好都市のみよし市との交流活動のほか、日台親善協会との連携のもと、ホストタウンの取り組みを推進する国際交流・地域間交流事業、移住政策のパッケージ化や移住ナビデスク開設のほか、UIJターン補助事業に取り組む移住定住促進事業、

市民団体等が行う先駆的な取り組みに対し支援を行うまちの地域力推進事業など、総額23億4,953万2,000円を計上しました。

次に、民生費についてです。社会福祉費においては、権利擁護支援を必要とする高齢者や障害者の支援体制の充実を図る権利擁護支援業務委託事業を1市3町での取り組みとして新たに実施するほか、いきいき健康センターを拠点に介護予防や認知症予防に向けて取り組むサフォークジム、サフォーク元気クラブ活動事業やサフォーク脳活塾事業、対象年齢の引き下げと有料化を実施する敬老バス乗車証交付事業など、21億6,668万1,000円を計上したところです。また、児童福祉費においては、本年4月にオープンするほくと子どもセンターにおいて、児童館、放課後児童クラブとあわせて、放課後等デイサービスセンター運営事業や児童相談支援センター運営事業を展開するほか、第3子以降の出産に20万円を交付する多子世帯応援給付金事業、中学生までの医療費無料化を実施する乳幼児等医療費給付事業など、9億736万円9,000円を計上しました。これらに、生活保護費3億3,998万7,000円を合わせて、民生費全体では、34億1,403万7,000円を計上したところです。

次に、衛生費についてです。保健衛生費では、産後鬱や新生児虐待の予防、母乳育児などについて細やかな支援を行う産婦健康診査・産後ケア事業や、特定不妊治療及び不育症の治療を受けている方に対し治療費の一部を助成する特定不妊・不育治療費助成事業、これまでの生活習慣病等の予防に向けた検診や相談事業に加え、新たに成人歯周病検診にも取り組む成人保健事業のほか、水道事業会計及び病院事業会計に対する補助金などを計上しました。また、清掃費では、10月からの家庭ごみ有料化に向け、ごみ処理収集事業において、これまでの収集体制を維持し、市民サービスの確保に努めるとともに、廃棄物減量化、再生利用推進事業のほか、計画的な設備更新を進めるし尿処理施設整備事業など、衛生費全体では、18億5,599万5,000円を計上したところです。

次に、労働費についてです。勤労者の生活と雇用の安定を促進する中小企業勤労者総合福祉推進事業を初め、高齢者労働能力活用事業などを実施するとともに、士別地域通年雇用促進協議会を中心に季節労働者への支援を図るなど、3,084万4,000円を計上しました。

次に、農林水産業費についてです。

農業費では、足腰の強い農業・農村づくりを推進していくため、トヨタ自動車のICT営農支援システムを導入して、大規模農業経営の効率的な作業管理や農業経営の改善について研究開発を行う農業未来都市創造事業を初め、地域資源の活用により新たな付加価値を高め、所得の向上などを目指す6次産業化推進事業、2020年東京オリンピック・パラリンピックへの士別産農産物の提供を目指しながら、農業者の経営改善等を図るグローバルGAP推進事業を実施するほか、甜菜作付振興事業では、日本甜菜製糖株式会社が創業100年を迎えることもあり、関係団体と連携しながら、第5回ビートまつりを開催します。また、農業基盤整備費では、農業者の地域活動を支援する多面的機能支払事業や道営農地整備事業中士別地区の推進に向け、パワーアップ事業の活用によって農家負担の軽減を図る農業農村整備促進費活用事業などを計

上しました。畜産の振興に向けては、めん羊飼養者の定着と経営の安定に向けて、新たに羊肉の地理的表示保護制度、いわゆるG I登録の推進を盛り込んだめん羊振興事業を実施するなど、農業費全体で、11億2,992万5,000円を計上しました。

林業費では、森林整備担い手対策推進補助事業を初め、民有林における資源の循環と地域振興を図る未来につなぐ森づくり推進事業や森林の計画的な保育と整備を実施する森林環境保全整備事業を継続実施します。さらに、エゾシカの駆除やヒグマ対策など、有害鳥獣被害防止対策事業を引き続き実施するなど、5,067万3,000円を計上しました。この結果、農林水産業費全体では、11億8,069万6,000円を計上したところです。

次に、商工費についてです。地域間の振興や中心市街地のにぎわい創出を目的とした（仮称）まちなか交流プラザの整備に向け、第三セクター方式による、まちづくり会社を実施する建設事業等に対して補助を行う中心市街地活性化事業に本格的に着手します。また、商工業の重要な課題である後継者問題の対応に向けた事業承継支援事業と農村地域の買い物環境の改善を目指した買い物環境づくり研究事業に新たに取り組むほか、農・林・商・工・消の連携によって、地域消費経済の活性化を図るラブ士別・バイ士別運動推進事業、中小企業振興条例に基づく制度融資や利子補給などの支援策を継続実施するとともに、復活！朝日町商店街に対する支援など、引き続き商店街の活性化対策を実施します。観光関係では、着地型観光を主とした中長期的な観光振興戦略として、今年度策定する観光振興基本計画に基づき、圏域市町村と連携した広域観光ルートの形成や国内外に対するPR活動を引き続き進めるとともに、ホストタウン推進事業に連動させ、台湾などからの外国人観光客誘致を官民一体となって推進するなど、商工費全体で、8億1,853万2,000円を計上しました。

次に、土木費についてです。道路新設改良については、市道の整備等を単独事業によって行うとともに、橋梁については、長寿命化計画に基づく近接目視点検業務や補修工事を行うほか、道道士別滝の上線（朝日市街地）道路の早期完成を目指し、事業主体の北海道と業務の連携を図り、用地取得等の受託事業費を計上するなど、道路橋梁費として、10億4,169万9,000円を計上しました。都市計画費では、中心市街地に人の顔が見える居心地のよい空間を目指し、あるべき将来のまちの姿を示すまちなか未来計画の策定を進めるとともに、公園長寿命化計画に基づく遊具の更新や施設改修のほか、水郷公園の園路整備など、合わせて4億9,267万9,000円を計上しました。また、住宅費では、公営住宅長寿命化計画に基づき、塗装・防水工事を実施するなど予防保全に努める住宅環境整備事業のほか、今後の老朽住宅の解体に向けた入居者の移転補償費などで、8,152万4,000円を計上したところであり、土木費全体では、16億8,443万1,000円を計上しました。

次に、消防費についてです。消防団員の防火衣更新により装備の充実を図るとともに、消防庁舎改築及び地域防災力の強化を図るための負担金のほか、防災対策推進事業では、計画的な備蓄品・避難所用資材等の購入や総合防災訓練の実施など、合わせて12億8,587万1,000円を計上しました。

次に、教育費についてです。

教育総務費では、情報処理教育推進事業において、引き続き小・中学校のパソコンの更新を進めるとともに、教育のICT環境整備や防災拠点としての機能向上のため、無線LAN工事を実施するほか、全ての小学校において農業学習に取り組む地域資源を活用した学校教育の推進事業や特別支援教育就学事業、不登校・いじめ問題等対策事業など、2億7,001万7,000円を計上しました。

小学校費では、糸魚小学校屋体つり天井改修や土別南小学校放送設備更新など1億3,500万6,000円を計上しました。

中学校費では、土別中学校電話機更新工事などのほか、31年度をもって閉校となる多寄中学校の閉校記念式典経費、合わせて8,388万3,000円を計上するとともに、高等学校費では、2,008万3,000円を計上したところです。

社会教育費では、つくも青少年の家の廃止に伴い、既存施設を活用する中で、その機能を継承しつつ、チャレンジスクールや土曜子ども文化村などの事業を継続実施するとともに、市民文化センターでは、どんちょうやスクリーンの制御盤等の更新を行い、生涯学習情報センターでは、屋上の防水工事や看板の撤去・新設等を行うほか、こども夢トークや子ども議会、土別まちづくり塾事業、高齢者大学推進事業などの取り組みを継続実施するなど、合わせて3億1,233万7,000円を計上しました。

保健体育費では、合宿の聖地創造を目指して、東京オリンピック・パラリンピックに向けた合宿の招致を初め、受け入れ態勢の充実を図るため、合宿の里土別ステップアッププラン事業では、陸上競技場写真判定器の更新による施設整備などを進めます。また、ホストタウン推進事業において、ウエイトリフティングを初めとするスポーツや文化、観光など、台湾との幅広い交流を促進するために必要な経費を計上しました。

これらのほか、市民スポーツ振興事業では、北京オリンピック銀メダリストの高平慎士氏によるスポーツ能力向上事業を中学生にまで対象を拡大して実施するとともに、昨年に引き続き、住民総参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」に参加するほか、ふるさと給食事業については、年8回のうち2から3回を新たに私立幼稚園、認可外保育所、僻地保育所でも実施するなど、合わせて4億6,451万円を計上したところであり、教育費全体では、12億8,583万6,000円を計上しました。

公債費については、地方債の償還元金と利子のほか、一時借入金利子など、合わせて24億1,601万2,000円を計上し、職員費では、特別職や再任用職を含めた給与費316人分など、23億982万8,000円を計上し、予備費については、1,000万円を計上しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、市民税についてです。市民税では、今年度の決算見込みをもとに推計を行い、個人・法人を合わせて、対前年3,650万5,000円増となる9億9,654万3,000円を計上しました。また、固定資産税は、対前年1,409万3,000円増の9億4,157万8,000円を計上したところです。軽自動

車税については、新たに環境性能割を見込んだほか、市たばこ税、都市計画税などを合わせた市税総額では、対前年4,338万6,000円の増、率にして2.0%増の22億4,363万6,000円を計上したところです。

地方譲与税を初め、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金のほか、消費税率引き上げに伴い新設される環境性能割交付金や幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金などについては、国の予算並びに地方財政計画の収入見込み額を勘案して、7億7,480万4,000円を計上しました。

次に、地方交付税についてです。

地方財政計画における伸び率をもとに算定した結果、普通交付税については62億3,496万5,000円を計上したところであり、特別交付税の9億6,000万円と合わせて、対前年比1.4%増の71億9,496万5,000円としました。

また、分担金及び負担金では1億2,138万1,000円、使用料及び手数料では4億173万4,000円を計上し、国庫支出金では10億8,316万6,000円、道支出金では11億9,517万9,000円を計上しました。このほか、財産収入では、市有財産の貸付金収入のほか市有林立木の売払収入などで4,663万9,000円を見込んだところです。

繰入金については、財政調整基金から5億円を計上したほか、合併特例振興基金などの特定目的基金の活用を見込み、基金全体としては14億9,413万4,000円を計上しました。

諸収入については、各種貸付金の元利収入などのほか、受託事業収入などを合わせて7億2,495万円を計上し、市債では、歳出予算に計上した投資事業の財源として29億4,130万円を計上、過疎地域自立促進特別事業債のソフト分や臨時財政対策債などを合わせて35億3,170万円を計上しました。

続いて、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について、歳出では、30年度の決算見込み額を勘案の上積算を行い、療養給付費及び高額療養費などの保険給付費で17億5,241万2,000円、北海道へ支出する国民健康保険事業費納付金で6億4,710万2,000円などを計上し、全体で24億5,552万1,000円を計上したところです。

歳入では、被保険者数の減少により国保税が減収となるものとし、現行税率で試算した結果、必要税額は確保できると見込み、歳出と同額を計上しました。

次に、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療広域連合納付金3億626万7,000円のほか、事務経費と合わせて3億4,098万9,000円を計上しました。

次に、介護保険事業特別会計については、居宅介護サービスや介護老人福祉施設入所者に関する保険給付費のほか、地域支援事業では、認知症総合支援や介護予防サービス、いきいきサロン事業を実施するなど、合わせて23億7,631万5,000円を計上しました。

また、公共下水道事業特別会計については、合流改善事業や下水処理場改築更新事業の継続実施などのほか、下水道施設整備費や下水処理場管理費、朝日地区における特定環境保全下水

道事業費などを合わせて11億3,696万8,000円を計上しました。

農業集落排水事業特別会計については、農業集落排水施設費、個別排水処理施設費などを合わせて2億8,120万3,000円を計上したところです。

なお、これら各特別会計に対する財源については、それぞれ一般財源及び国・道支出金、市債等の特定財源を充てたほか、不足する財源にあつては、一般会計からの繰入金をもって収支の均衡を図りました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計についてです。31年度においては、給水戸数を8,150戸、年間総給水量を184万立方メートルと推計し、収益的収支で、収入5億9,956万7,000円、支出6億9,487万7,000円、差し引き額9,531万円の不足、資本的収支では、収入3億9,414万3,000円、支出5億1,826万6,000円、不足額1億2,412万3,000円を計上しました。

以下、その主な内容について申し上げます。

まず、収益的収入についてです。営業収益では、給水収益のほか、受託工事収益などを合わせて4億233万6,000円を計上し、営業外収益の1億9,721万1,000円など、合わせて5億9,956万7,000円を計上しました。収益的支出では、営業費用で6億2,262万8,000円を計上し、営業外費用の7,194万9,000円など、合わせて6億9,487万7,000円を計上したところです。

次に、資本的収入についてです。建設改良に伴う国庫補助金、工事負担金及び企業債などを合わせて3億9,414万3,000円を計上し、これに対する資本的支出として、東山浄水場改良事業費などのほか、企業債償還金を合わせて5億1,826万6,000円を計上しました。

なお、資本的収支不足額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額をもって補填するものです。

次に、病院事業会計についてです。

31年度においては、年間患者数を入院4万2,090人、外来10万7,245人と推計し、収益的収支では、収入33億4,735万8,000円、支出33億5,484万5,000円、差し引き748万7,000円の不足、資本的収支では、収入4億1,797万6,000円、支出4億3,753万7,000円、不足額1,956万1,000円を計上しました。

以下、その主な内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入についてです。医業収益では、入院・外来を合わせて25億6,299万7,000円を計上し、医業外収益では、一般会計からの補助金などで7億8,435万9,000円を計上しました。収益的支出では、医業費用で33億3,023万7,000円を計上し、医業外費用では、企業債償還利息などで1,640万7,000円を計上したところです。

次に、資本的支出についてです。医療機器購入費及び企業債償還金や医師・看護師修学資金等貸付金のほか、新たに常勤医師確保対策として医師就業支度金貸付金500万円を計上するなど、合わせて4億3,753万7,000円を計上したところであり、これに対する資本的収入としては、企業債2億4,830万円に一般会計からの繰入金などを合わせて4億1,797万6,000円を計上しま

した。なお、資本的収支不足額については、損益勘定留保資金により補填するものです。

この結果、一般会計からの繰入金については、基準に基づく8億6,500万円に加え、新経営改革プランの見直しに伴う経営基盤強化措置額3,000万円を計上し、合わせて8億9,500万円としました。

今後においても、患者動向を踏まえ、回復期・慢性期医療を中心に急性期医療体制も維持し、新経営改革プランに基づく健全経営と適切な医療の提供に努めてまいります。

次に、予算に関連する議案について、順次、御説明申し上げます。

初めに、議案第9号 消費税及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、本年10月1日から消費税及び地方消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料・手数料の適正化を図るため、国が今後、政令で定めるものを除く使用料・手数料について、25の条例を一括して改正するものです。

次に、議案第10号 士別市立病院医師就業支度金貸付条例の制定についてです。

現在、市立病院では常勤医師不足が続いており、医師の業務負担の増加や出張医対応による業務や経費が増加する状況にあります。大学医局からの常勤医師の派遣や民間紹介業者を通じた医師確保が困難をきわめる中、事業管理者である院長が先頭に立って医師確保に奔走しているところであり、各種学会等に参加の際などの機会を通じて積極的に勧誘を行っているところです。医師確保にあっては、少しでも病院に興味を持っていただけることとあわせて、何らかのインセンティブ・誘因要素が必要であり、今回、医師確保対策として、本条例により、常勤医師として就業の際の支度金貸付制度を設けようとするものであります。なお、貸付金は500万円を限度とし、3年間常勤医師として業務に従事すること等により償還を免除するものであり、本年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第11号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例についてです。

地方卸売市場特別会計については、本年4月1日から士別地方卸売市場を休止し、今後、廃止の手続を進め、市場における業務を行わないこととするため、一般の歳入歳出と区分するといった特別会計としての役割を終えたものと判断し、3月末をもって廃止するものです。

次に、議案第12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、消費税率の引き上げに伴い、本条例に規定する関係する手数料について改正するほか、建築基準法の改正により、建築物の敷地と道路関係の認定申請手数料を新設するものです。これまで、建築基準法上の道路に接する幅が2メートル未満の敷地における建築については、建築審査会の同意を得た北海道の許可が必要でしたが、法改正により、利用者が少数であるものなど省令で定める基準に適合するものは、本市において、交通上、安全上等の支障がない旨の認定を行えることとなったことから、この申請に対する審査事務手数料を新設するものです。

次に、議案第13号 士別市公民館条例の一部を改正する条例についてです。

昭和34年に設置した温根別公民館白山分館については、これまで、公共施設マネジメント基本計画を踏まえて、今後の分館のあり方について、地域住民と協議を重ねてまいりましたが、分館職員の新たな担い手が見込めないことや施設の老朽化が著しいことから、本年3月末をもって廃止し、4月1日から温根別公民館と統合するものです。

次に、議案第14号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、消費税率の引き上げに伴い、水道料金を改定するほか、学校教育法の改正により、本年4月1日から専門職大学が創設されること、また、技術士法施行規則の改正に伴い、技術士第2次試験の選択科目が20部門96科目から20部門69科目へ再編されたことにより、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が変更となることから所要の改正を行うものです。

次に、議案第15号 士別市つくも青少年の家条例を廃止する条例についてです。

つくも青少年の家は、青少年が共同生活や研修を通して成長するための人づくりの場として昭和43年に設置しましたが、近年、施設及び設備の老朽化が著しいため、公共施設マネジメント基本計画に基づく検討を行った結果、利用者の安全性を考慮し、本年3月末をもって建物の用途を廃止することとし、本条例を廃止するものです。なお、施設が担ってきた集団宿泊については、朝日山村研修施設に移行して実施し、活動プログラムについては、その手法等についても見直しを行う中で、引き続き、青少年団体等に提供できる体制づくりを進めてまいります。

次に、議案第16号及び第17号 士別市公の施設の指定管理者の指定についてです。

現在、指定管理者が管理運営している士別市養護老人ホームを初め2施設について、本年3月末をもって期間が満了を迎えることから、これらに係る指定管理者の選定について、指定管理者審査委員会において、これまでの事業内容及び今後の管理運営にかかわる事業計画について審査の上、候補者を選定しました。いずれの施設も、本年4月1日から2024年3月31日までの5年間を指定期間として、それぞれ指定管理者に指定しようとするものです。

以上、平成31年度士別市一般会計予算案ほか、各特別会計及び企業会計予算案及び予算案に関連します条例並びに一般議案について、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長 (松ヶ平哲幸君) 以上で提案者の説明を終わります。

○議長 (松ヶ平哲幸君) これより各号議案に対する質疑に入るわけではありますが、議事の都合により、質疑は後日に行うことにいたしたいと思います。

お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明2月21日から3月4日までの12日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、明2月21日から3月4日までの12日間は休会と決定いたしました。
なお、3月5日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。
本日は、これをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 3時08分散会)